

平成29年度 身延町学童保育事業

利用の手引き

身 延 町
子 育 て 支 援 課

【 目 次 】

I 申 込 編	2
1. 学童保育とは		
2. 学童保育事業の対象者		
3. 利用期間		
4. 利用までの流れ		
(1) 平成 29 年 4 月（年度はじめ）から利用希望の場合		
(2) 年度途中から利用希望の場合		
5. 申込時の提出書類		
II 利 用 編	6
1. 開所日・時間		
2. 利用者負担金		
3. 持ち物		
4. 保護者の方へのお願い		
(1) 利用予定表の提出について		
(2) 連絡について		
(3) お迎えについて		
(4) 東海地震に関する情報が発表された場合について		
(5) その他		
5. 学童保育中の事故（ケガ）について		
III 町内の学童保育施設	13
【事業 P R】身延町病児・病後児保育事業のご案内	16

I 申 込 編

1. 学童保育とは

学童保育事業（放課後児童健全育成事業）は、就労等の理由により保護者が昼間留守となる家庭のお子さん（小学生）を、放課後や学校休業日に預かることにより、お子さんに遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としています。

それぞれの学童保育室に放課後児童支援員（指導員）がおり、お子さんの健やかな成長を見守りながら、必要に応じて遊びの相手をし、心の相談にも対応しています。

2. 学童保育事業の対象者

町内の小学校に在学するお子さんであって、その保護者が次のいずれかの理由（要件）により昼間留守となる家庭のお子さん。

<利用要件>

- ・ 就労（自営業、内職を含む）、就学、職業訓練をしている
- ・ 就職活動をしている
- ・ 疾病、負傷又は心身の障害を有している
- ・ 家族の看護・介護をしている
- ・ 上記に類する理由であって、町長が認める場合

※利用要件に該当しなくなった場合は、退所となります。

3. 利用期間

利用できる期間は、利用開始日から平成 30 年 3 月 31 日までです。

翌年度以降も継続して利用される場合は、新たに申込が必要となります。

4. 利用までの流れ

(1) 平成 29 年 4 月 (年度はじめ) から利用希望の場合

※ 4 月からの利用でなくても、あらかじめ利用する期間を決めている場合 (夏休みの時だけ利用する場合など) を含みます。

①利用申込書の提出

受付期間内に利用申込書を提出してください。

【受付期間】 **平成 29 年 2 月 1 日 (水) ~ 平成 29 年 2 月 24 日 (金)**

※土曜、日曜、祝日は除きます。

【受付場所】 役場子育て支援課、町内 6 か所の学童保育室

【受付時間】 子育て支援課：午前 9 時～午後 5 時

学童保育室：午後 3 時～午後 6 時

②書類審査

提出された利用申込書により利用対象および要件に該当しているかを審査します。書類不備の場合は、その旨を連絡しますので、関係書類をそろえて再度提出してください。

③審査結果通知

審査結果を平成 29 年 3 月 10 日 (金) までに通知します。書類不備の場合は、利用について保留とさせていただきます。保留となった場合は、申込書類がそろうまで平成 29 年度の利用ができません。

④利用開始

平成 29 年 4 月 3 日 (月) からの利用となります。新 1 年生は、小学校入学式前ですが、同日から利用できます。

利用決定通知の際に「児童台帳」用紙を同封しますので、ご記入の上、利用開始日までにご利用の学童保育室に提出してください。

(2) 年度途中から利用希望の場合

①利用申込書の提出

受付期間内に利用申込書を提出してください。

【受付期間】 **利用開始希望日の 10 日前まで**

※土曜、日曜、祝日は除きます。

【受付場所】 役場子育て支援課、町内 6 か所の学童保育室

【受付時間】 子育て支援課：午前 9 時～午後 5 時

学童保育室：午後 3 時 30 分～午後 6 時

②書類審査

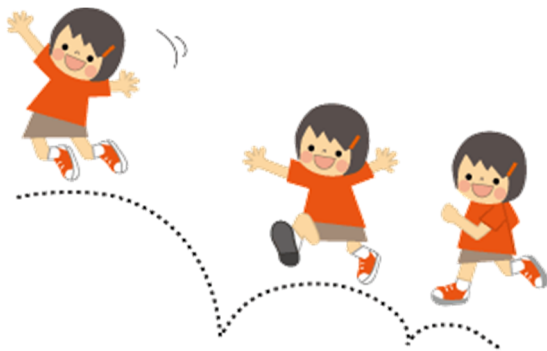
提出された利用申込書により利用対象および要件に該当しているかを審査します。書類不備の場合は、その旨を連絡しますので、関係書類をそろえて再度提出してください。

③審査結果通知

審査結果を利用希望日の 5 日前までに通知します。書類不備の場合は、利用について保留とさせていただきます。保留となった場合は、申込書類がそろうまで利用ができません。

④利用開始

利用決定通知の際に「児童台帳」用紙を同封しますので、ご記入の上、利用開始日までにご利用の学童保育室に提出してください。



5. 申込時の提出書類

次の書類を提出してください。

・ 身延町学童保育室入室申込書

申込書 1 枚で 3 人まで記入できます。

・ 「保育を必要とする事由」を証明する書類

保育を必要とする事由に応じた書類を、保護者（父母等）について提出してください。（ひとり親の方は、現にお子さんを監護している方について提出してください）

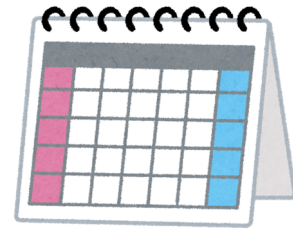
保育を必要とする事由	提出書類	備考
就労	● 就労（内定）証明書	内職の方を含みます。
就労 （自営業の方）	● 就労申告書	
就学 職業訓練	● 在学証明書または学生証の写し ● 就学時間の分かる書類	就学時間（時間割）が分かる書類を提出してください。
病気・ケガ	● 申出書 ● 医師の診断書	
病人の看護等	● 申出書 ● 看護等を受ける方の介護保険被保険者証や障害者手帳などの写し	
求職活動	● 申出書	直近3か月の活動状況を書いてください。 <u>求職活動をしていることを証する書類</u> があれば提出してください。
上記に類する事由	● 申出書	学童保育を利用する理由を具体的に書いてください。

Ⅱ 利 用 編

1. 開所日・時間

①開所する日

月曜日から土曜日まで。



【土曜日の開所について】

★土曜日の利用ができる方

利用申込書にて土曜日の利用を希望し、かつ、利用申込書の審査の結果、土曜日の利用が認められた方（利用決定通知書に記載します）。

★事前の利用予約により開所します

土曜日に利用する場合は、事前に配付する「**土曜日利用予定表**」を毎月25日（閉所日のときはその前開所日）までに通常利用している学童保育室に翌月分を提出してください。利用予定がない場合や利用予定表の提出がない場合で、利用予定者がいないときは、その週の土曜日は閉所となります。

★2か所の学童保育室で対応します

土曜日は、以下の2か所で開所します。通常利用している学童が、下部、下山、豊岡、大河内の各学童である場合は、土曜日に利用する学童が異なりますので、ご注意ください。

土曜日開所する学童施設	西嶋学童保育室
	身延福祉センター学童保育室

（送迎等の都合のよい学童1か所をご利用ください）

★平成29年4月1日（土）は、新年度の開所準備日として、閉所します。

②開所する時間

(ア) 授業のある日

午後 3 時 30 分から午後 6 時 30 分まで。

小学校の下校時刻が午後 3 時 30 分よりも早い場合は、小学校の下校時刻から午後 6 時 30 分まで開所します。

(イ) 土曜日、学校休業日（夏休み等の長期休暇日、学校創立記念日など）

午前 8 時から午後 6 時 30 分まで。

③開所しない日

- ・日曜日、祝日
- ・8月13日から8月16日まで（お盆休み）
- ・12月29日から翌年1月3日まで（年末年始）
- ・災害（台風、大雪など）又は集団風邪等で臨時休校となった場合や、授業を切り上げて早期帰宅の措置をとった場合。
- ・災害等により、その日の学童保育の開所が不適切であると判断した場合。

【ご注意】 インフルエンザ等で学校・学年・学級閉鎖となった場合は、閉鎖期間中、その学校・学年・クラスの児童はお預かりできません。

2. 利用者負担金

学童保育利用料は無料ですが、おやつ代として月額 2,000 円を利用する学童保育室に月ごとに直接納入していただきます。また、学童保育の実施にあたって必要がある場合は、その費用を負担していただくことがあります。

《土曜日のおやつ提供に対する負担について》

通常利用している学童施設と異なる学童施設を利用する場合があることから、土曜日のおやつ提供に対するおやつ代として**日額 100 円を別途負担**していただきます。土曜日に利用する学童施設に**利用日ごとに納入**してください。

3. 持ち物

学童保育室に持ってくるものには、**すべてお子さんの氏名を必ず書いてください。**

★最初の入所の時に持参するもの

- ・コップ ・タオル
- ・着替え（汗をかいた時等の予備です。名前を書いた袋等に入れてください）
- ・上履き（西嶋・下部学童を利用するお子さんのみ）

※学校の授業日で給食がない日と長期休業日等で**一日利用する日は、お弁当を持参してください。**

4. 保護者の方へのお願い

（1）利用予定表の提出について

利用するお子さんの人数把握を目的として、毎月の学童利用予定について、「**学童保育利用予定表**」を提出していただきます。以下のとおり、予定表を配付しますので、**毎月 25 日（閉所日のときはその前開所日）までに翌月の利用予定表をご利用の学童保育室へ提出してください。**

配付する月別予定表	配付方法
春休み～7月（夏休み前）	3月上旬の利用決定通知に同封
夏休み～12月（冬休み前）	7月上旬の夏休み通知に同封
冬休み～3月（春休み前）	12月上旬の冬休み通知に同封

（2）連絡について

①授業のある日

都合により利用する日が変更になる場合は、**事前に小学校とご利用の学童保育室に必ず連絡してください。**学童保育室の開所時間外での学童保育室への連絡は、指導員不在のため、役場子育て支援課（☎0556-20-4580）にお願いします*。

※…身延福祉センター学童保育室をご利用の方は、開所時間外でも学童保育室にご連絡ください（☎0556-62-3880）。午前8時30分から児童館職員が対応します。

②学校休業日（土曜日、長期休暇中などで一日保育となる日）

都合により利用する日が変更になる場合は、**前日までにご利用の学童保育室に必ず連絡してください。（病気等の理由によるお休み連絡は、当日の午前8時30分までにその日に利用する学童施設に連絡してください。）**

③学童からの連絡

次の場合に該当するときには、保護者の方（緊急連絡先）に連絡します。状況によっては、お迎えをお願いすることもあります。

- ・学童保育中にお子さんの体調が悪くなったとき。
- ・災害等（地震を除く）の発生により、学童保育の継続が困難になったとき。

(3) お迎えについて

午後6時30分まで開所しますが、**仕事等が終わり次第、午後6時30分を待たずにお迎えをお願いします。お迎えの際は、指導員にお声掛けください。**

やむを得ずお迎えが遅くなる場合は、必ずご利用の学童保育室へ連絡をお願いします。理由なくお迎えの時刻を遅くするような行為はおやめください。

学童保育室では、原則として、児童台帳に記載されたご家族に対して、お子さんを引き渡します（お子さんだけで帰宅させることはありません）。保護者の都合により、児童台帳に記載されたご家族以外の方にお子さんを引き渡すことを希望される場合は、実際にお迎えに行く方の了解を得たうえで、「**児童引き渡し依頼書**」を学童保育室に提出してください。

(4) 東海地震に関する情報が発表された場合について

東海地震に関連する情報の種類（数字が大きくなるほど危険レベルが高くなります）

1 「東海地震に関連する調査情報（臨時）」

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表するものです。

2 「東海地震注意情報」

東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表されます。

3 「東海地震予知情報（警戒宣言）」

東海地震が発生する恐れがあると認められ、内閣府より「警戒宣言」が発せられた場合に「東海地震予知情報」が発表されます。「東海地震注意情報」の発表がなく、「東海地震予知情報」が発表されることもあります。

東海地震に関する情報は、防災無線やマスコミ報道等によって発表されますので、**学童保育室からの連絡はいたしません。**

また、情報発表時に学童保育室への電話連絡が殺到すると、電話回線が使用できずに必要な連絡ができなくなる恐れがありますので、学童保育室への問い合わせはご遠慮ください。

【1「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表された場合】

学童保育は、平常どおり実施します。

（防災無線やテレビ・ラジオ等の情報に注意して、「東海地震注意情報」等が発表された場合の児童の引き取りに備えてください。）



【2「東海地震注意情報」が発表された場合】

【3「東海地震予知情報（警戒宣言）」が発表（発令）された場合】

【大規模地震が発生した場合】

- ・学童保育中（下校時刻以後）の場合は、学童保育室への電話連絡はせず、速やかにお子さんを引き取りに来てください。
- ・長期休業時等で、お子さんを学童保育室に預ける前の場合は、自宅待機をお願いします。
- ・学校にいる時（下校時刻前）に上記状況になった場合、学童保育室は開所しませんので、時間にかかわらず学校へ引き取りに行ってください。

- 警戒宣言が解除されて、学校が再開されるまでは学童保育は行いません。また、地震により学童保育施設に被害があった場合は、学童保育の再開が遅れることもあります。



災害時に、誰が、どんな方法で、お子さんを引き取るのか、ご家庭で
お子さんも交えて話し合っておい
てください。

(5) その他

- ・学童保育室では、楽しく集団生活を営むために、また、お子さんを安全にお預かりするために、乱暴な行為や破壊行為等があった場合は速やかに注意するとともに保護者の方に状況をお伝えします。お子さんの故意・過失により施設の物品等を破損した場合は、弁償していただきます。
- ・学童保育室では宿題をする時間を設けておりますが、強制はしていませんので、最終的な確認はご家庭で行ってください。
- ・以下のいずれかに該当する場合には、ご利用の学童保育室に申し出てください。

☆入室申込書や児童台帳の記載内容に変更があったとき

(住所変更、「保育を必要とする事由」の変更、勤務先や勤務時間の変更 等)

⇒「入室申込事項変更届」を提出していただきます。保育を必要とする事由が変更になったとき(就職活動から就労に変更など)は、変更後の事由について、5ページに掲載する書類もあわせて提出してください。

☆学童保育事業の利用をやめるとき

(学童保育の必要がなくなった(退職等)、町外の小学校へ転校する 等)

⇒「学童保育室退室届」を提出していただきます。



5. 学童保育中の事故（ケガ）について

学童保育の実施にあたっては、お子さんの安全のため、指導員が細心の注意を払っておりますが、万が一の事故（ケガ）に備え、次のとおり「児童安全共済制度」に加入しております。

保険金の種類		金額
死亡・後遺障害保険金	施設管理下及び来所途中	100万円
傷害保険金 (事故発生日からその日 を含めて180日以内)	入院保険金（1日につき）	750円
	通院保険金（1日につき）	500円（通院日数は90日が限度）
	手術保険金	入院中の手術：[入院給付日額]×10 それ以外：[入院給付日額]×5
療養保険金	30日以上療養	1万円

学童保育中の事故（ケガ）により医療機関を受診される際は、通常の病院受診と同様に「子育て支援医療費助成受給資格者証」などの医療費助成受給資格者証を医療機関窓口に提示してください。（学校管理下におけるケガにより医療機関を受診する場合は異なります）



保険金の請求手続きをされる場合は、ご利用の学童保育室の指導員に申し出てください。

Ⅲ 町内の学童保育施設

利用できる学童保育施設は、原則として小学校区で分けさせていただいています。

◎西嶋学童保育室 《土曜日開所》

所在地 (施設名等)	西嶋 1234 番地 (旧西嶋保育所)	
電話番号	0556-42-2544	
学校からの 通所方法	徒歩	
対象児童	身延清稜小学校に通学する児童	

◎下山学童保育室

所在地 (施設名等)	下山 10133 番地 (身延地区公民館下山分館)	
電話番号	0556-62-1297	
学校からの 通所方法	徒歩	
対象児童	<ul style="list-style-type: none"> ・下山小学校に通学する児童（下部学童の対象児童を除く） ・平成 28 年度の原学童保育室から継続して利用する児童 	

◎下部学童保育室

所在地 (施設名等)	常葉 1025 番地 (下部地区公民館)	
電話番号	0556-20-3040	
学校からの 通所方法	スクールバス・徒歩 (バス降車後、指導員が 引率)	
対象児童	<ul style="list-style-type: none"> ・下山小学校に通学し、かつ、下部地区に在住する児童。 ・平成 28 年度から継続して利用する児童 	

◎身延福祉センター学童保育室 《土曜日開所》

所在地 (施設名等)	波木井 272 番地 1 (身延福祉センター)	
電話番号	0556-62-3880	
学校からの 通所方法	子育て支援課送迎車 (学童施設前で降車)	
対象児童	<ul style="list-style-type: none"> ・身延小学校に通学する児童（豊岡学童の対象児童を除く） ・平成 28 年度から継続して利用する児童 	

◎豊岡学童保育室

所在地 (施設名等)	相又 250 番地 (身延地区公民館豊岡分館)	
電話番号	0556-62-1194	
学校からの 通所方法	スクールバス (学童施設前で降車)	
対象児童	<ul style="list-style-type: none"> ・身延小学校に通学し、かつ、豊岡地区に在住する児童。 ・平成 28 年度から継続して利用する児童 	

◎大河内学童保育室

所在地 (施設名等)	丸滝 569 番地先 (旧身延保健所敷地内)	
電話番号	0556-62-0618	
学校からの 通所方法	徒歩	
対象児童	大河内小学校に通学する児童	



病児・病後児保育事業のご案内

身延町では、仕事などの都合により、病氣中・病氣回復期にあるお子さんの育児がご家庭でできない方のために、医療機関に併設された保育施設で一時的に預かる事業を実施しています。

「子どもが病氣だけど、仕事でみる人がいない・・・」というような時には、ぜひご利用ください。

●対象児童

次の①～③のすべてに該当するお子さんです。

- ① 生後6か月から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるお子さん
- ② 身延町にある世帯または保護者が身延町内の事業所に勤務している世帯のお子さん
- ③ 当面の病状の急な悪化が認められない場合または病氣の回復期にある場合で、他のお子さんとの集団生活が困難なお子さん

●利用の条件

保護者の勤務の都合、傷病や事故、冠婚葬祭など社会通念上やむを得ない事情により一時的に家庭での保育ができないこと。

※病児・病後児保育の利用期間は、1回あたり連続して7日以内（保育室が休みの日を除く）を原則としています。年間の利用回数制限はありません。

●利用料（お子さん1人1日当たり）

【身延町内の世帯の方】

- ・生活保護世帯、
前年度住民税非課税世帯・・・ 無 料
- ・その他の世帯・・・・・・・・ 2,000 円

【身延町外の世帯の方】・・・・・・・・ 4,000 円

※利用料のほか、保育に必要な実費相当額を負担していただく場合があります。

●保育施設

【飯富病院 病児・病後児保育室】

所在地：飯富 1628 峡南ケアホームいいとみ 4 階

☎0556-42-2322 定員：3名

保育時間：午前8時30分～午後6時

休 み：土曜・日曜・祝日、年末年始



●利用の流れ

①利用登録（登録手数料は無料です）

ご利用にあたっては、お子さんを安全かつスムーズにお預かりするため、事前登録をお願いしています。

登録申請書は、すこやかセンター、役場身延支所・下部支所、町内保育所（園）、学童保育室、保育施設にあります。登録申請書を身延町役場に提出し、病児・病後児保育事業の利用登録決定を受けてください。

②主治医の診察

かかりつけの医師の診察を受けてください。病氣の回復期に至っていない状態で保育室を利用する場合は、「連絡票」が必要となりますので、かかりつけの医師に記入してもらってください。

③電話予約（予約受付時間：平日の午前8時30分～午後5時）

保育施設に電話にて利用日当日の受け入れが可能か確認し、予約してください。

④利用申込

利用初日に次の書類を保育施設に直接持参して、利用申込をしてください。

- ・利用申込書
- ・連絡票（お子さんの状態が病氣の回復期に至っていない状態の場合）
- ・登録決定通知書
- ・お子さんの健康保険証、子育て支援医療費助成金受給資格者証

⑤保育室入室

お迎えの時刻まで、保育室でお子さんをお預かりします。保育中に必要と認める場合は、併設された医療機関でお子さんの診察を行う場合があります。

お問い合わせ先：子育て支援課 ☎0556-20-4580



《お問い合わせ先》

身延町役場子育て支援課

〒409-3304

身延町切石 117-1 中富すこやかセンター内

TEL : 0556-20-4580 FAX : 0556-20-4554